

KTk通信

Vol.2

2010年11月

編集・発行 大阪ベントナイト事業協同組合 環境対策協議会

〒559-0025 大阪市住之江区平林南2-8-37 TEL 06-6686-0003 FAX 06-6686-0004
URL <http://www.daiko-group.com/ktk/> E-mail ktk-information@daiko-group.com

『地球を大切に』
—これが私たちの合言葉です。



第7回 KTK 道路清掃美化キャンペーン 10月23日(土)



大阪ベントナイト事業協同組合 環境対策協議会

KTK 通信第2号を、お約束通り11月にお手元に届けることができました。制作にあたり、記事をご投稿いただきました皆様、編集を担当された方々ほか、関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。第1号が幸いにも好評を得ましたので、今後も半期報の形で発行を継続してまいりたいと考えております。

さて、第1号のトピックスでも取り上げました廃棄物処理法の改正法が公布されました。現在「法律施行令の一部を改正する政令案」等に関する意見が募集されています。その政令案の主な改正点は、優良な産廃処理業者にかかる許可期間の特例制度として、新たに定められる優良基準に適合していると認められれば、産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とされたこと、また、産業廃棄物収集運搬業許可に関する事務で、産業廃棄物を一の政令市の区域を越えて収集または運搬する場合には、当該政令市の区域を管轄する都道府県知事の許可で足りることとなったことであります。この政令の改正日は一部を除き改正法の施行日と同日の平成23年4月1日を予定されています。今回の改正廃棄物処理法でアメと鞭をもって悪質な事業者は早々に退場してもらい、適正な価格で取引ができる産業構造を確立することを期待してやみません。

今号のトピックスでは阪神高速大和川線のシールド発生土のリサイクル施設を取り上げております。このリサイクル施設は、大和川線の工事で発生する建設汚泥を処理し、その改良土を、廃棄物処理法の個別指定制度を活用して、かねてから地元の要望が強かった6号ポンドの埋立に利用することを目的としております。阪神高速技術(株)が中心となって、工事が鋭意進められ、10月15日にプラントの実機実証テストが行われました。今後、残工事をすすめて、11月には全体竣工に至る予定となっております。大阪ベントナイト事業協同組合といたしましても、安心安全を第一に心がけてこの再生活用事業が円滑に推進されるよう努力していく所存でございます。

リサイクル施設の竣工稼働のあかつきには、会員のみなさまにご見学いただける機会を設けることといたしますので、是非ご参加いただきますようお願い申し上げます。

KTK 通信は環境対策協議会の会員が作る広報誌です。KTK 通信の内容をますます充実させて継続発行していくためにも、皆様方の周辺でニュースやトピックスがあればぜひ記事をお寄せください。また、読者諸賢のご意見、ご感想などもどしどしお寄せいただき、より良い広報誌に育ててまいりたいと考えております。ぜひよろしくお願い申し上げます。

大阪ベントナイト事業協同組合
環境対策協議会

会長 浜野 廣美

第17回 KTK通常総会・研修会・懇親会

会場:KKRホテル大阪 参加者:122名

4月9日(金)

通常総会・表彰式に続き、講師にエコシス・コンサルティング株式会社 代表取締役 平田耕一氏を招いて「どう提案?排出者とのパートナーシップを築くために」というテーマで研修会を行いました。平田氏から「排出される廃棄物について、把握し、工夫し、疑問を持つことが排出者とのパートナーシップを築く上で重要なポイントになる。」という内容の講演がありました。その後、和やかな雰囲気の中で懇親会を行いました。



優良従業員表彰の様子



会長あいさつ



講演の様子

KTK 夏期研修会

会場:KKRホテル大阪 参加者:102名

7月22日(木)

基調講演

「産業廃棄物処理業界の展望と廃棄物処理法の改正」 (社)全国産業廃棄物連合会 専務理事 仁井正夫様

産廃物処理制度の見直しが、法制だけでなく全般的なものになっていくことを取り上げ、規制強化とそれに伴う構造改革が政策の流れとなっていること、対して業界の現場からの意見具申を行って、より現実的な事業環境の整備とビジネス発展への可能性を切り開きつつあることを力強く語られ、講演の締めくくりとされました。



研修会の様子



講演の様子

KTK施設見学会

見学先: 近畿大学水産研究所 大島実験場 参加者: 17名

9月24日(金)
～25日(土)

今回は、いつもと趣向を少し変えて「近大マグロ」養殖事業を見学しました。あいにく天候が悪く、餌付けの見学まではできませんでしたが、貴重な環境学習ができ、有意義な施設見学会となりました。



初めて養殖に成功したマグロの剥製



見学会の様子

— ボランティア活動 —

第7回KTK道路清掃美化キャンペーン

場所: 住之江区内、内貿幹線道路 参加者: 270名

10月23日(土)

今年も会員企業のご家族、地元地域の方々にもご参加いただき、環境教育・CSR活動の一環として、盛大に執り行いました。また、皆様のご協力のおかげで事故やトラブルも無く、円滑に運営することができました。

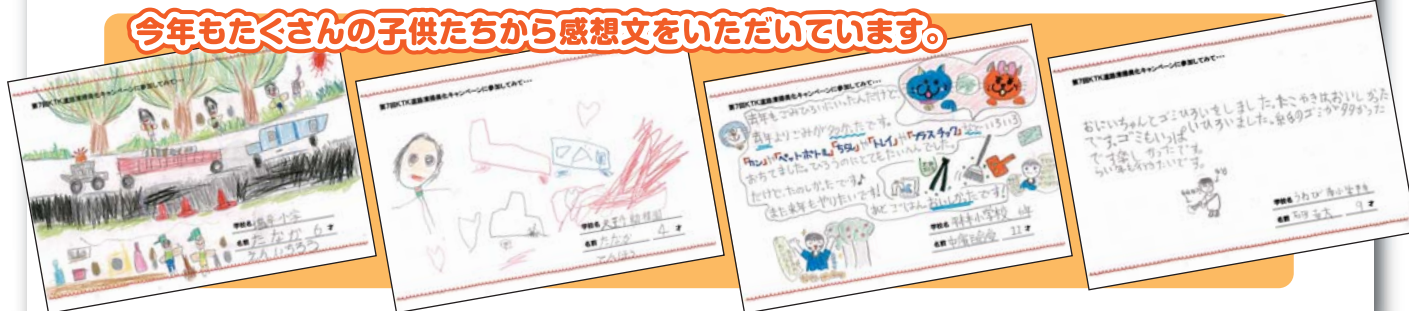


清掃の様子



回収されたゴミ(4トラック4台分)

今年もたくさんの子供たちから感想文をいただいています。



続報！廃棄物処理法改正

第174回通常国会において、平成22年5月12日に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、同19日に公布されました。改正法は公布の日から1年以内の政令で定める日から施行されることとされています。

また、平成22年8月3日には、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会廃棄物処理制度専門委員会（第13回）が開催され、廃棄物処理法政省令事項素案について議論されました。以下の資料は、その時に配布されたものです。

なお、平成22年11月1日現在、環境省よりパブリックコメントが実施されています。

参考資料 1

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の概要

平成22年8月 環境省



1. 廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化

- ①産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届出制度を創設。
- ②建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化。
※建設業では元請業者、下請業者、孫請業者等が存在し事業形態が多層化・複雑化しており、個々の廃棄物について誰が処理責任を有するかが不明確。
- ③管理票交付者に、管理票の写しの保存を義務付け。
- ④委託を受けている産業廃棄物の処理が困難となった産業廃棄物処理業者に、排出事業者への通知を義務付け。
- ⑤不適正に処理された廃棄物を発見したときの土地所有者等の通報努力義務を規定。
- ⑥従業員等が不法投棄等を行った場合に、当該従業員等の事業主である法人に課される量刑を3億円以下の罰金に引き上げ。
※現行法では、1億円以下の罰金。

2. 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

- ①廃棄物処理施設の設置者に対し、都道府県知事による当該施設の定期検査を義務付け。
- ②廃棄物処理施設の設置者に対し、維持管理情報の公表を義務付け。
- ③設置許可が取り消され管理者が不在となった最終処分場の適正な維持管理を確保するため、設置許可が取り消された者にその維持管理を義務付けるほか、維持管理積立金の取り戻しを認める等の措置を講ずる。

3. 廃棄物処理業の優良化の推進等

- ①優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、事業の実施に関する能力及び実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者について、許可の更新期間の特例を創設。
※現行法では、産業廃棄物処理業の許可の期間は一律に5年。
- ②廃棄物処理業の許可に係る欠格要件を見直し、廃棄物処理法上特に悪質な場合を除いて、許可の取消しが役員を兼務する他の業者の許可の取消しにつながらないように措置。

4. 排出抑制の徹底

- 多量の産業廃棄物を排出する事業者に対する産業廃棄物の減量等計画の作成・提出義務について、担保措置を創設。
※現行法では、作成・提出を義務付ける規定はあるが、これを担保する規定はない。

5. 適正な循環的利用の確保

- 廃棄物を輸入することができる者として、国内において処理することにつき相当な理由があると認められる国外廃棄物の処分を産業廃棄物処分業者等に委託して行う者を追加。
※現行法では、輸入した廃棄物を自ら処分する者に限定して廃棄物の輸入を認めている。
- 環境大臣の認定を受けた者が認定に係る事項を変更する場合の認定及び届出に係る規定を整備する等、環境大臣の認定に関する諸規定を整備。

6. 焼却時の熱利用の促進

- 廃棄物の焼却時に熱回収を行う者が一定の基準に適合するときは都道府県知事の認定を受けることのできる制度を創設。

【施行期日】公布の日から1年以内で政令で定める日から施行する。



今回は、大阪ベントナイト事業協同組合をご紹介します。



大阪ベントナイト事業協同組合（代表理事 浜野廣美）が阪神高速技術㈱から受注した、大和川線シールド発生土再生活用中間処理工事の中性固化及び分級洗浄施設等を、現在、大阪市住之江区南港東の第6貯木場の隣接地に建設を進めております。

住之江区の第6貯木場は、大阪港復興計画により昭和22年から36年にかけて大正区から移ってきたもので、地元からは新たな土地造成でベイエリア活性化としての発展が期待されています。

一方、大阪府堺市築港八幡町から大阪府松原市三宅中八丁目を繋ぐ、総延長9.7kmの阪神高速道路大和川線の工事が平成26年度完成を目指して進められています。この工事で発生する泥土状の土の改質処理を行い、第6貯木場を埋立て、土地造成を行います。また、泥土状の土を、分級選別して砂や礫を取出し再生利用します。

大和川線シールド発生土再生活用中間処理施設は、国内では初めての個別指定を受ける再生活用事業として注目と期待を集めています。10月15日には嘉門京都大学名誉教授を委員長とする、大和川線シールド発生土再生活用事業技術検討委員会の総勢24名の実機実証試験の視察を受けました。



監視棟



分級・洗浄施設



中性固化施設



委員会の視察の様子

強力吸引車、パッカー車、高圧洗浄車などの産廃物関連中古車専門店

専門店だから、あなたの車両を高く買えるはず!! まずは一度ご連絡ください。



4トン強力吸引車 40 風量
(オールステンレス使用)



4トンプレスパッカー



4トン高圧洗浄車



4トンアームロール

**専門店ならではの実績・ノウハウで、
高価買取を実現。査定は無料です。**

新車・中古車販売、レンタル、中古車買取
ローン・リースも可。お気軽にご相談ください

有限会社 トラックアズマ

TEL. 072-923-8955

〒581-0861 大阪府八尾市東町 5-12-4

FAX. 072-923-8957 <http://www.truckazuma.co.jp/>

阪神高速水走から
外環状を南へ 6km



車の買取・販売のマルク株式会社
大阪府大阪市住之江区新北島2-2-4
TEL 06-6686-3535
FAX 06-6686-6792
<http://www.maruku.com/>

マルク株式会社では車買取「ユーポス」と大型車買取「買いトラNET」を運営しています。
査定は無料出張査定サービスをご利用ください。
買取だけではなく新車・中古車の販売もしています。
乗り換えもお気軽にお問い合わせください。



0120-87-2885 くるま売るなら下取よりユーポス



0120-09-5137 トラック・バスを売るなら買いトラNET



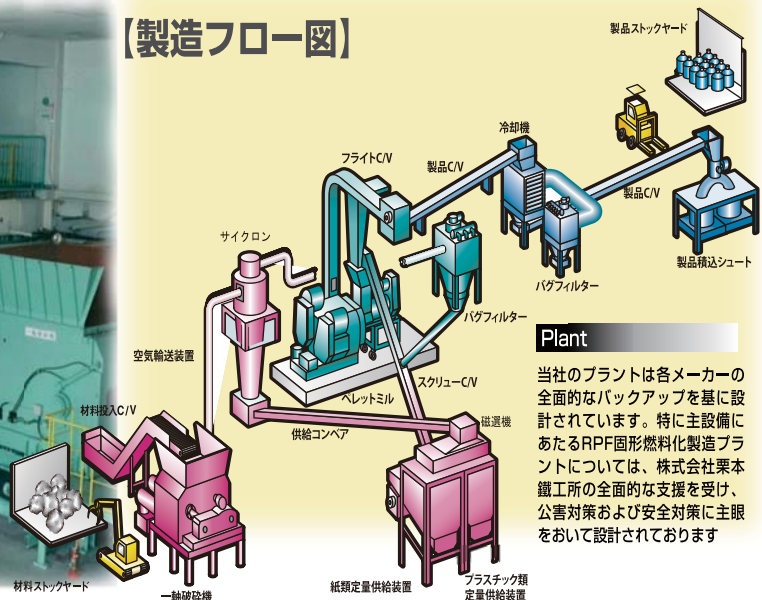
RPF MAKER MANUFACTURERS (RPF製造工場)

産業廃棄物処分業



RPF 製造プラント
処理能力: 30t/日

【製造フロー図】



Plant

当社のプラントは各メーカーの全面的なバックアップを基に設計されています。特に主設備にあたるRPF固形燃料化製造プラントについては、株式会社栗本鐵工所の全面的な支援を受け、公害対策および安全対策に主眼を置いて設計されております

株式会社アイデックス

URL <http://www.idex-group.com>

統括事務所 大阪府摂津市烏飼上4-5-38
/ 摂津工場 TEL: 072-650-1988(代)
FAX: 072-650-2055

所得
許可

- 産業廃棄物収集運搬業
- 産業廃棄物処分業
- 大阪府再生事業者登録
- 計量証明事業(質量)登録
- 金属くず営業許可
- 機械器具設置工事業
- とび・土工工事業
- 事業関連自動車運送利用業
- 土壌汚染状況指定調査機関
- ISO14001認定登録



新入会員のご紹介

平成21年度 新入会員のお知らせ
下記の方が新しく入会されました。

(株)ブリッジスケイ 代表取締役 荒神 龍彦
〒552-0012
大阪府大阪市港区市岡2-1-28-501
TEL06-4394-1444
FAX06-4394-1445

KTKからのお知らせ

2011年1月21日(金)
平成23年 新年研修会・互礼会
会場: スイスホテル南海大阪

講師としてジャーナリスト(元ニュースキャスター)の櫻井よしこ様にご講演いただけることとなりました。櫻井よしこ様には、ご多忙の中、他の講演予定を調整されて、お越し頂けることになりました。大変貴重なお話を伺える滅多にない機会ですので、会員様だけでなく他の皆様方もお誘いあわせのうえ、是非ご出席頂きますようお願い致します。

Warp Air Clean Trial Campaign

ワープエアクリーン トライアルキャンペーン

装着前の燃費を必ずご確認ください。

お手軽なトライアル価格で、
燃費向上による燃料経費削減を
実感してください!!

車両用	本体価格(税込)	月々1台あたり	月額(税込)
10t車両用	¥78,750	¥3,300	¥3,300
4t車両用	¥52,500	¥2,200	¥2,200
2t車両用	¥36,750	¥1,600	¥1,600

※車両2台より受付いたします。

結局
燃料経費の削減金額からお支払い
いただいただけなのでとってもお得!!
もちろん、ご購入を決定された場合は・・・。
キャンペーン期間中の費用は差し引かせていただきます!

詳しくは
お問い合わせ
ください。

自然環境を創造する
TASIN
株式会社 タシン
本社 〒611-0042 京都府宇治市小倉町久保111番地の1 辻岩ビル新館4階
TEL (0774)21-5282 FAX (0774)21-5312
東京事務所 〒104-0045 東京都中央区築地4丁目10番16号 築地MSビル3F(A)
TEL/FAX (03)3248-5999
E-mail: tashin@wao.or.jp http://warp-airclean.co.jp